

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329">2026年3月1日</p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1774 562 2142 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1843 1297 2074 1329"><u>2026年5月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1444 2095 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)												
<p>第11章 雑則 (電話帳) 第58条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別記18(電話帳の掲載)に定めるところにより、電気通信番号を電話帳(別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。 (注)「別に定める協定事業者」はNTT西日本株式会社とします。</p> <p>料金表 第4表 附帯サービスに関する料金 第2 電話帳掲載料</p> <table border="1" data-bbox="172 653 1308 726"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話帳掲載料</td> <td>電話帳発行の都度1掲載ごとに</td> <td>500円(550円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p>	区分	単位	料金額(税込価格)	電話帳掲載料	電話帳発行の都度1掲載ごとに	500円(550円)	<p>第11章 雑則 (電話帳) 第58条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別記18(電話帳の掲載)に定めるところにより、電気通信番号を電話帳(別に定める事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。 (注)「別に定める事業者」はNTTタウンページ株式会社とします。</p> <p>料金表 第4表 附帯サービスに関する料金 第2 電話帳掲載料</p> <table border="1" data-bbox="1397 653 2555 726"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額(税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話帳掲載料</td> <td>電話帳への掲載1番号ごとに(初回のみ)</td> <td>500円(550円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (実施期日) 1 この改正約款は、2026年5月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</p>	区分	単位	料金額(税込価格)	電話帳掲載料	電話帳への掲載1番号ごとに(初回のみ)	500円(550円)	
区分	単位	料金額(税込価格)												
電話帳掲載料	電話帳発行の都度1掲載ごとに	500円(550円)												
区分	単位	料金額(税込価格)												
電話帳掲載料	電話帳への掲載1番号ごとに(初回のみ)	500円(550円)												